明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務九九～一〇一）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同一〇二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一〇三）　二
○食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七二）　三
○貧困農民支援に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同七三）　三
○史跡に指定する件（文部科学三〇）　四
○犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件（農林水産五四四）　四
○保安林の指定をする件（同五四五～五五四）　四
○保安林の指定を解除する件（同五五五～五六一）　四
○電気工事士法第四条第四項第二号の規定に基づき養成施設を指定した件（経済産業三三）　五
○天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の一部を変更した件（国土交通二四九）　五
○漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（同二五〇）　五
○電子情報処理組織による環境省の所管する法令に係る行政手続等に関する告示の一部を改正する件（環境一四）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛四〇～四二）　六
○海上における投下訓練を実施する件（同四三）　六
○道路に関する件（関東地方整備局七五、七六）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局一三）　七
○都市公園の供用を開始する件（中部地方整備局三七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局二八、二九）　七
○都市計画に関する件（北海道開発局二六～二八）　七

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　国土交通省

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法務

公証人任免（法務省）　九

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔資料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公告〕

諸事項　一〇

官庁

有権者申出方、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　一〇

告示

○法務省告示第九十九号

福井県敦賀市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年三月八日　法務大臣　江田　五月

福井県敦賀郡敦賀町櫻百五十六番地　口野四郎三郎

○法務省告示第百号

北海道阿寒郡鶴居村役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年三月八日　法務大臣　江田　五月

北海道阿寒郡鶴居村字雪裡原野北十九線東一番地　村上巳之松

○法務省告示第百一号

名古屋市北区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年四月八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、北区役所又は名古屋法務局に照会すること。

平成二十三年三月八日　法務大臣　江田　五月

名古屋市北区東大曽根町本通六丁目千六十九番地　鈴木脇三郎

○法務省告示第百二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年三月八日　法務大臣　江田　五月

氏　名　ルイス・エイブラハム・ラビノウィッツ

生年月日　千九百七十年三月一日

国　籍　アメリカ合衆国